

農業者の皆様へ

肥料価格高騰対策事業に関する申請について

世界的な原油価格の上昇により肥料価格が高騰する中、農業経営を支援するため、肥料高騰分の一部について支援するにあたり、下記の事業についてご案内いたします

① 国の『肥料価格高騰対策事業』

実施主体：JAひだ 及び 肥料販売業者・5戸以上の販売農家のグループ

対象：○蔬菜・花き・果樹・水稻等の生産者の方で肥料を購入し

JA、市場、直売所等へ出荷、販売がある方

※水稻は主食用米以外にWCS用稲、飼料用米、加工用米、米粉用米を含みます

※複合経営での肥料購入の申請も可能です（水稻+蔬菜、水稻+花き、水稻+果樹 等）

○提出していただく化学肥料低減計画書の取組メニューについて
2つ以上の実施が可能な方

(1) 秋用肥料（令和4年6月～10月注文分）

申請期間 令和4年12月27日（火）までに

支援金交付 令和4年12月～令和5年2月

(2) 春用肥料（令和4年11月～令和5年5月注文分）

申請期間 令和5年2月予定

支援金交付 令和5年3月予定

(3) 交付要件、申請方法については別添

※1 JAで購入されている方はJAが実施主体となり、申請を一括に取りまとめます

※2 JA以外での肥料購入の方

・購入先の肥料販売業者へご相談ください

・JA及び他事業者が混在し、購入している場合はJAへご相談ください

国の「肥料価格高騰対策事業」で要件が満たせず対象とならない水稻生産者の方は”②”へ



② 飛騨地域各市村の『水稻肥料価格高騰対策事業』

実施主体：飛騨地域農業再生協議会

対象：”①”国の事業要件が満たせず対象とならない水稻生産者の方

春用肥料（令和4年11月～令和5年2月注文分）

申請期間 令和5年1月～2月予定

支援金交付 令和5年3月予定

※市村の『水稻肥料価格高騰対策事業』の申請については改めて申請のご案内をいたしますので、この案内を大切に保管ください。

☆各肥料価格高騰対策事業についての流れ

